

## 社会福祉法人山彦会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに  
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画  
を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 8月 1日～ 令和 6年 7月31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和 3年 9月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3年11月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

### <対策>

- 令和 3年 9月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和 3年12月～ 研修内容の検討
- 令和 4年度～ 研修の実施